

証券コード 9337  
2025年3月13日

## 株 主 各 位

東京都渋谷区円山町28番1号  
株式会社トリドリ  
代表取締役社長 中山貴之

### 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://toridori.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について」を選択いただき、「株主総会」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トリドリ」又は「コード」に当社証券コード「9337」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具  
記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号 渋東シネタワー11F  
AP渋谷道玄坂 会議室I・J  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第9期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第9期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
議案 取締役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
(1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。  
(2) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。  
(3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正内容を、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
②個別計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」  
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

#### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出ください。**

日時  
2025年3月28日(金曜日)  
午前11時(受付開始:午前10時)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するよう  
ご返送ください)



### 行使期限

2025年3月27日(木曜日)午後7時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法

※議決権行使書用紙はイメージです。

## 議案について

全員賛成の場合 → 賛に○印  
全員反対の場合 → 否に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

## 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境の改善や賃金上昇の進展、インバウンド需要の拡大を背景に緩やかな回復基調を維持しました。特に観光業の活性化や企業収益の改善が国内景気を支える要因となり、また、政府の各種支援策や企業による賃金引き上げも、消費マインドの下支えにつながりました。一方で、物価上昇が依然として家計に重くのしかかり、エネルギー・食料品価格の高騰が個人消費の伸びを抑制する場面も見られました。また、円安基調が長期化し、輸入価格の上昇が企業コストを押し上げる一因となりました。そのような状況下におきましても、当社グループが属するインターネット広告市場は、2023年には前年比7.8%の増加という成長を続けております。

このような事業環境の下、当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションを掲げており、InstagramやYouTube、TikTokなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）上で活動する多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサー、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現することを目指しております。

これまで、インフルエンサーマーケティングプラットフォームサービス「toridori base」、成果報酬型広告サービス「toridori ad」、及びタイアップ広告サービス「toridori promotion」などの複数のインフルエンサーマーケティングサービスを展開して参りました。

今後の中長期的な成長戦略としては、①「toridori base」を中心としたプロダクト領域の拡大、②中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化、及び③インフルエンサーデータベースの価値最大化を基本方針として掲げております。

当連結会計年度においては、次世代のインフルエンサーネットワークの構築に取り組み、成果報酬型広告サービス領域において更なる事業拡大を目指すべく、株式会社niksを設立し、連結子会社化いたしました。また、インサイドセールス及びマーケティング機能を一層強化することにより、基本方針の一つである「toridori base」を中心としたプロダクト領域の拡大を推進するため、株式会社トリドリISを設立し、連結子会社化いたしました。さらには、中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化を図るため、株式会社blendsの株式を取得し、連結子会社化いたしました。

その結果、当連結会計年度の取扱高は8,441百万円（前年同期比+23.2%）、売上高は4,273百万円（同+32.6%）、売上総利益は3,914百万円（同+29.1%）、営業利益は454百万円（同+267.5%）、経常利益は437百万円（同+279.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は258百万円（同+93.5%）となりました。

なお、当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関する記載は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は132百万円で、その主なものはソフトウェアの資産計上及び新潟支社開設によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの運転資金として、金融機関等より短期借入として300百万円、長期借入として723百万円の資金調達をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年7月29日付の取締役会決議に基づき、2024年7月30日に株式会社XiMと事業譲渡契約を締結し、2024年7月30日に株式会社トリドリISが株式会社XiMよりインサイドセールス及びマーケティング事業の一部を譲受いたしました。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2024年7月23日に株式会社niksを設立、発行済株式の60%を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
また、2024年7月30日に株式会社トリドリISを設立、発行済株式の51%を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
さらには、2024年10月9日に株式会社blendsの発行済株式の70%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                                                     | 第6期<br>(2021年12月期) | 第7期<br>(2022年12月期) | 第8期<br>(2023年12月期) | 第9期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|--------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                                              | 1,057              | 2,054              | 3,222              | 4,273                           |
| 売上総利益 (百万円)                                            | 978                | 1,883              | 3,032              | 3,914                           |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)                               | △404               | △393               | 115                | 437                             |
| 親会社株主に帰属す<br>る当期純利益又は<br>親会社株主に帰属す<br>る当期純損失 (△) (百万円) | △436               | △565               | 133                | 258                             |
| 1株当たり当期純利<br>益又は1株当たり當<br>期純損失 (△) (円)                 | △185.97            | △203.41            | 43.18              | 81.63                           |
| 総資産 (百万円)                                              | 1,192              | 2,238              | 3,289              | 4,841                           |
| 純資産 (百万円)                                              | 27                 | 1,056              | 1,189              | 1,490                           |
| 1株当たり純資産 (円)                                           | △226.57            | 340.31             | 383.47             | 432.90                          |

- (注) 1. 2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第7期は、のれんの減損損失を特別損失に計上しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                             | 第6期<br>(2021年12月期) | 第7期<br>(2022年12月期) | 第8期<br>(2023年12月期) | 第9期<br>(当事業年度)<br>(2024年12月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                      | 880                | 1,669              | 2,736              | 2,934                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)       | △291               | △249               | 83                 | 184                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)     | △294               | △706               | 114                | 158                           |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △125.67            | △254.30            | 37.05              | 49.99                         |
| 総資産 (百万円)                      | 1,229              | 2,157              | 2,889              | 3,677                         |
| 純資産 (百万円)                      | 168                | 1,056              | 1,170              | 1,406                         |
| 1株当たり純資産 (円)                   | △159.16            | 340.31             | 377.35             | 429.08                        |

- (注) 1. 2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第7期は、関係会社株式評価損及び関係会社貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                      |
|----------------|-------|----------|----------------------------------------------------|
| 株式会社 G I V I N | 25百万円 | 100.0%   | インフルエンス・プラットフォーム事業<br>(インフルエンサー向けブランド運営支援)         |
| 株式会社 OverFlow  | 4百万円  | 67.3%    | インフルエンス・プラットフォーム事業<br>(デジタルマーケティングコンサルティング)        |
| 株式会社 n i k s   | 1百万円  | 60.0%    | インフルエンス・プラットフォーム事業<br>(インフルエンサーマーケティング)            |
| 株式会社 トリドリJS    | 10百万円 | 51.0%    | インフルエンス・プラットフォーム事業<br>(インフルエンサーマーケティング及びインサイドセールス) |
| 株式会社 blends    | 5百万円  | 70.0%    | インフルエンス・プラットフォーム事業<br>( E C 支 援 )                  |

- (注) 1. 2024年7月23日に株式会社niksを設立、発行済株式の60%を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
2. 2024年7月30日に株式会社トリドリJSを設立、発行済株式の51%を取得し、同社を連結子会社といたしました。  
3. 2024年10月9日に株式会社blendsの発行済株式の70%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後当社グループが対処すべき課題として、以下の点に取り組んでまいります。

##### ① 事業課題

当社グループのインフルエンス・プラットフォーム事業においては、各サービスの機能性・利便性向上及び市場シェアの獲得が重要と考えております。特に主力サービスの「toridori base」において、システム開発人員やサービスの拡販に係る人件費、及び顧客獲得にかかるマーケティング活動の広告宣伝費などを継続的に投下しております。当社グループとしては引き続き費用対効果を勘案しながら適切に投資を行ってまいります。

中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に当たっては、これらの必要コストを上回る売上高の成長が重要であり、今後とも成長戦略を進めてまいります。

##### ② 人材採用、育成による生産性向上

当社グループのさらなる発展を目指すため、事業規模に見合う組織・人事評価体制の確立、優秀な人材の確保、また、確保した人材の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。企業理念の社内浸透や評価・教育研修制度の整備を進め、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性向上に努めてまいります。

##### ③ 広告審査体制の整備

当社グループが受ける広告案件及び当社広告マッチングの各サービスにおいては、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に則った厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定し、当社法務部による審査を実施しております。また、一般社団法人日本インターラクティブ広告協会（JIAA）や一般社団法人クチコミマーケティング協会（WOMJ）の会員として、定期的に法改正や広告審査に関する情報を収集し、当社の広告審査体制の改善及び当社内外に向けた法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際にも、引き続きこれらの対応を実施し、法令遵守の徹底に努めてまいります。

④ 開発体制の強化

当社グループが属するインターネット広告事業においては、技術革新のスピードが非常に早く、また、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、このような市場環境の変化に対応し、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、顧客やインフルエンサーの利便性をより高めるための既存サービスの機能改善や、新規広告商品やサービスの開発を行っております。これらを迅速に実施するため、開発環境の整備や優秀な人材の確保に引き続き取り組んでまいります。

⑤ 当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及び顧客企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えております。今後も費用対効果を勘案しながらも、プロモーション活動を強化してまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループはインフルエンサー及び「toridori made」における購入消費者を含めて個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護管理規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備とともに、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の整備・強化を行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が今後も重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑧ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図つており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2024年12月31日現在)

当社グループは、インフルエンス・プラットフォーム事業を営んでおります。

**(6) 主要な事業所** (2024年12月31日現在)

① 当社

|      |        |
|------|--------|
| 本 社  | 東京都渋谷区 |
| 新潟支社 | 新潟県新潟市 |

② 子会社

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 株式会社 G I V I N       | 東京都渋谷区 |
| 株式会社 O v e r F l o w | 東京都渋谷区 |
| 株式会社 n i k s         | 東京都渋谷区 |
| 株式会社 ト リ ド リ I S     | 東京都渋谷区 |
| 株式会社 b l e n d s     | 東京都渋谷区 |

## (7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 123 (44) 名 | 12名増 (2名減)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む）は年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。  
2. 当社グループは、インフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 79 (43) 名 | 21名減 (2名減) | 29.8歳 | 2.6年   |

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 使用人数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む）は年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。  
3. 当社は、インフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
4. 使用人数が前事業年度末と比べて21名減少しておりますが、その主な理由は、子会社への出向によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社りそな銀行    | 573百万円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 404百万円 |
| 雨瀧浩一郎        | 323百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 300百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 66百万円  |
| 株式会社阿波銀行     | 33百万円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 32百万円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 15百万円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 11,250,000株             |
| ② 発行済株式の総数 | 3,276,520株 (自己株式24株を含む) |
| ③ 株主数      | 577名                    |
| ④ 大株主      |                         |

| 株 主 名                                                    | 持 株 数      | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------|------------|--------|
| 中 山 貴 之                                                  | 1,036,080株 | 31.62% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                       | 190,700株   | 5.82%  |
| Global Catalyst Partners Japan<br>2号投資事業有限責任組合           | 180,000株   | 5.49%  |
| 国 本 貴 志                                                  | 150,000株   | 4.57%  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>J P R D A C I S G (F E - A C ) | 138,708株   | 4.23%  |
| 三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル<br>7号投資事業有限責任組合                      | 128,560株   | 3.92%  |
| 雨 瀧 浩 一 郎                                                | 125,880株   | 3.84%  |
| 株 式 会 社 セ レ ス                                            | 108,680株   | 3.31%  |
| 清 板 大 亮                                                  | 105,500株   | 3.21%  |
| 三 宮 翔 太                                                  | 96,000株    | 2.92%  |

(注) 持株比率は自己株式(24株)を控除して計算しております。

## (2) 会社新株予約権に関する事項

### 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度に準じた制度として、第1回新株予約権を発行しております。

当社の創業者である中山貴之は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与することで、当社全体の価値向上に寄与することを目的として、2019年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月24日付で渡邊義隆氏を受託者として、「時価発行新株予約権信託®」（以下「原信託」という。）を設定しました。原信託に基づき、当社は受託者に資金を信託し、当社は2019年12月24日渡邊義隆氏に対して第1回新株予約権を発行しました。

原信託では、インセンティブ付与の対象は当社の役職員に限られておりましたが、今後さらなる発展を目指すうえで、当社の役職員に留まらず、グループ会社や提携先企業等、社外で当社の発展に貢献している者（以下「社外協力者」という。）に対しても、その寄与に応じたインセンティブ付与を行う必要が生じていたため、中山貴之は、2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役職員に加え、社外協力者もインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託」という。）の設定を行い、第1回新株予約権を本信託に移管しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員及び社外協力者に対して、その貢献に応じて、2023年6月末を始めとする毎年3月末、6月末、9月末及び12月末（以下「受益者指定日」という。）に第1回新株予約権15,161個を段階的に配分するものであり、従来の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員及び社外協力者に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員及び将来発展に貢献した社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の取締役及び監査役で構成される評価委員会にて全会一致により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付数の決定においては、交付ガイドラインに定める職種及び役職に応じたテーブルに従うとともに、特に重要な役割・影響力を認めた場合は、個別に設定を行うものとしております。第1回新株予約権の分配を受けたものは、当該新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称               | 時価発行新株予約権信託®                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委託者              | 中山貴之                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 受託者              | コタエル信託株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受益者適格要件          | 受益者指定日に当社により受益者として指定された者が受益者となります。ただし、ロックアップ期間中は当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員並びに顧問・業務委託先等の社外協力者（ただし、委託者及びその親族を除く。以下「当社役職員等」という。）を受益者として指定できません。当社は、委託者による信託の趣旨に従って、第1回新株予約権を、①著しい実績によって高い貢献期待度を示す者に対してその期待度に応じて行う交付、②KPIの達成度により従業員の貢献期待度の評価を行い、その期待度に応じて行う交付により分配する予定です。 |
| 信託契約日（信託期間開始日）   | 2021年11月26日                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託財産たる新株予約権の種類と数 | 第1回新株予約権 1,750個                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 信託期間満了日          | 受益者の確定により信託期間満了日を迎え、本信託は終了します。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 信託の目的            | 本信託は、当社役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第1回新株予約権を交付することを目的としております。                                                                                                                                                                                                            |

|                                        |                                     |
|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2019年12月24日                         |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                        | 当社新株予約権の受託者 1                       |
| 新株予約権の数（個）                             | 5,802                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）              | 普通株式 116,040 (注) 1、5                |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 430 (注) 2、5                         |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 2019年12月24日<br>至 2029年12月23日      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 439<br>資本組入額 220 (注) 5         |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注) 3                               |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※              | (注) 4                               |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもつて次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」という。）は、本新株予約権行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権行使することができない。
  - ① 430円（ただし、上記注2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - ② 430円（ただし、上記注2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

- (3) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、430円（ただし、上記注2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (4) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が430円（ただし、上記注2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記注2に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記注3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会決議での承認））がなされた場合は、当社は、当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記注3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 当社は2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>C E O | 中山 貴之 |                                                                                                                            |
| 取 締 役            | 金子 健人 | 株式会社クロスエアー 代表取締役                                                                                                           |
| 取 締 役<br>C F O   | 森田 一樹 |                                                                                                                            |
| 取 締 役<br>C O O   | 井上 智裕 |                                                                                                                            |
| 取 締 役            | 高安 聰  | ノースブルー総合法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社コロネット 監査役                                                                                    |
| 取 締 役            | 長谷 部潤 | 株式会社Speee 社外取締役<br>dely株式会社 社外取締役<br>株式会社RECEPTIONIST 社外取締役<br>ライフネット生命株式会社 社外取締役<br>株式会社WARC 社外取締役<br>株式会社東京リレーションズ 代表取締役 |
| 常勤監査役            | 樽見伸二  | 樽見伸二公認会計士事務所 所長<br>サウザー株式会社 代表取締役<br>株式会社ペアキャピタル 社外監査役<br>株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役                                         |
| 監 査 役            | 藤岡 大祐 | ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー<br>株式会社JMDC 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社PKSHA Technology 社外取締役(監査等委員)                                       |
| 監 査 役            | 青野 瑞穂 | スプリング法律事務所 弁護士<br>株式会社スペースマーケット 社外取締役(監査等委員)                                                                               |

- (注) 1. 取締役高安聰氏及び取締役長谷部潤氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役樽見伸二氏、監査役藤岡大祐氏及び監査役青野瑞穂氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役樽見伸二氏及び監査役藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役青野瑞穂氏は、弁護士資格を有しております、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高安聰氏及び取締役長谷部潤氏につきましては金600万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額、常勤監査役樽見伸二氏、監査役藤岡大祐氏及び監査役青野瑞穂氏につきましては、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、前記損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分                 | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |         |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|---------|------------|-----------------------|
|                    |                 | 基 本 報 酉          | 業績連動報酬等 | 非金 銭 報 酉 等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 80<br>(12)      | 80<br>(12)       | —       | —          | 6<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12<br>(12)      | 12<br>(12)       | —       | —          | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 92<br>(24)      | 92<br>(24)       | —       | —          | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年12月27日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第5期定期株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長CEO中山貴之に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長CEOが適していると判断したためです。
5. 各取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭による固定報酬のみとし、職務成果や当社グループへの貢献等を総合的に考慮して決定しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高安聰氏は、ノースブルー総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社コロネット監査役であります。当社は、ノースブルー総合法律事務所との間に、個別事案における委任契約による取引関係がありますが、当社とノースブルー総合法律事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長谷部潤氏は、株式会社Speeee社外取締役、dely株式会社社外取締役、株式会社RECEPTIONIST社外取締役、ライフネット生命株式会社社外取締役、株式会社WARC社外取締役、及び東京リレーションズ代表取締役であります。当社は、株式会社RECEPTIONISTとの間に、クラウドサービスの開発事業に関する取引関係があり、また株式会社WARCとの間に、事業又は株式買収における事業価値分析、財務デューデリジエンス、株式価値算定等の支援業務の取引関係がありますが、当社と株式会社RECEPTIONIST及び株式会社WARCとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役樽見伸二氏は、樽見伸二公認会計士事務所所長、サウザー株式会社代表取締役、株式会社ペアキャピタル社外監査役及び株式会社デイトナ・インターナショナル社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤岡大祐氏は、ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー、株式会社JMDC社外取締役（監査等委員）及び株式会社PKSHA Technology社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役青野瑞穂氏は、スプリング法律事務所の弁護士及び株式会社スペースマーケット社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 高 安 聰     | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、積極的に意見を述べており、特に社内のコンプライアンス体制等について専門的な立場から有用な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                  |
| 取締役 長 谷 部 潤   | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にIRや経営戦略、コーポレートガバナンスについて専門的な立場から有用な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 常勤監査役 樽 見 伸 二 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。       |
| 監査役 藤 岡 大 祐   | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。       |
| 監査役 青 野 瑞 穂   | 当事業年度に開催された取締役会14回の内12回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。         |

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社並びに関係会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。

取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。

コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員会の事務局を直接の情報受領者とする「内部通報制度運用規程」を制定し、その規程に基づき運用します。

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき定期的な内部監査の実施を行います。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

「情報セキュリティ運用規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。

個人情報につきましては「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理しております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理

状況を評価・監視します。なお、不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、社外役員、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督します。

当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、これに従って当社は子会社の業務を指導・支援しております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を統括主管する担当取締役を定め、子会社の経営状況、財務状況、その他の重要な項目を報告させております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

ホ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象としております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重したうえで行うものとします。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役又は監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとします。

監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めるものとします。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当該事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された課題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

**4. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつと認識しており、将来の事業展開と財務体质強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体质の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には、内部留保の充実業況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

内部留保資金が生じた場合につきましては、さらなる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年一回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、当社は毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額   | 科 目           | 金 額   |
|-----------------|-------|---------------|-------|
| (資 産 の 部)       |       | (負 債 の 部)     |       |
| 流 動 資 産         | 3,567 | 流 動 負 債       | 2,643 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,578 | 買 掛 金         | 744   |
| 売 掛 金           | 906   | 短 期 借 入 金     | 700   |
| 棚 卸 資 産         | 108   | 1年内返済予定の長期借入金 | 370   |
| 前 払 金           | 822   | 未 払 金         | 216   |
| そ の 他           | 162   | 未 払 法 人 税 等   | 88    |
| 貸 倒 引 当 金       | △10   | 契 約 負 債       | 218   |
| 固 定 資 産         | 1,274 | そ の 他         | 304   |
| 有 形 固 定 資 産     | 44    | 固 定 負 債       | 708   |
| 建 物             | 62    | 長 期 借 入 金     | 678   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 38    | 繰 延 税 金 負 債   | 3     |
| 建 設 仮 勘 定       | 3     | 資 産 除 去 債 務   | 26    |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △59   | 負 債 合 計       | 3,351 |
| 無 形 固 定 資 産     | 816   | (純 資 産 の 部)   |       |
| の れ ん           | 693   | 株 主 資 本       | 1,418 |
| そ の 他           | 123   | 資 本 金         | 89    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 413   | 資 本 剰 余 金     | 936   |
| 差 入 保 証 金       | 125   | 利 益 剰 余 金     | 392   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 284   | 自 己 株 式       | △0    |
| そ の 他           | 7     | 新 株 予 約 権     | 0     |
| 貸 倒 引 当 金       | △3    | 非 支 配 株 主 持 分 | 71    |
| 資 産 合 計         | 4,841 | 純 資 産 合 計     | 1,490 |
|                 |       | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,841 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   |
|-------------------------------|-------|
| 売 上 高                         | 4,273 |
| 売 上 原 価                       | 358   |
| 売 上 総 利 益                     | 3,914 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 3,460 |
| 営 業 利 益                       | 454   |
| 営 業 外 収 益                     |       |
| 受 取 利 息                       | 0     |
| 受 取 手 数 料                     | 2     |
| そ の 他                         | 0     |
| 営 業 外 費 用                     | 3     |
| 支 払 利 息                       | 18    |
| そ の 他                         | 1     |
| 経 常 利 益                       | 19    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 437   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 91    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 22    |
| 当 期 純 利 益                     | 114   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 323   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 64    |
|                               | 258   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                    | 金 额          | 科 目                  | 金 额          |  |
|------------------------|--------------|----------------------|--------------|--|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |              |                      |              |  |
| 流 動 資 産                | 2,396        | 流 動 負 債              | 1,793        |  |
| 現 金 及 び 預 金            | 832          | 買 掛 金                | 261          |  |
| 売 掛 金                  | 439          | 短 期 借 入 金            | 700          |  |
| 前 払 費 用                | 44           | 1年内返済予定の長期借入金        | 255          |  |
| 関 係 会 社 貸 付 金          | 255          | 未 払 金                | 339          |  |
| 関 係 会 社 未 収 入 金        | 28           | 未 払 費 用              | 39           |  |
| 前 払 金                  | 801          | 未 払 法 人 税 等          | 2            |  |
| そ の 他                  | 50           | 契 約 負 債              | 61           |  |
| 貸 倒 引 当 金              | △54          | 預 り 金                | 20           |  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,281</b> | そ の 他                | 113          |  |
| 有 形 固 定 資 産            | 37           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>476</b>   |  |
| 建 物                    | 62           | 長 期 借 入 金            | 450          |  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 28           | 資 産 除 去 債 務          | 26           |  |
| 建 設 仮 勘 定              | 3            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,270</b> |  |
| 減 値 償 却 累 計 額          | △55          | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |              |  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>114</b>   | 株 主 資 本              | 1,405        |  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 33           | 資 本 金                | 89           |  |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 80           | 資 本 剰 余 金            | 1,043        |  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,128</b> | 資 本 準 備 金            | 89           |  |
| 関 係 会 社 株 式            | 414          | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 953          |  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 731          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>273</b>   |  |
| 差 入 保 証 金              | 125          | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 273          |  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 7            | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 273          |  |
| そ の 他                  | 3            | 自 己 株 式              | △0           |  |
| 貸 倒 引 当 金              | △153         | 新 株 予 約 権            | 0            |  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,677</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,406</b> |  |
|                        |              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,677</b> |  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目                     | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高                   | 2,934 |
| 売 上 原 価                 | 18    |
| 売 上 総 利 益               | 2,915 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,912 |
| 営 業 利 益                 | 2     |
| 営 業 外 収 益               |       |
| 受 取 利 息                 | 11    |
| 受 取 配 当 金               | 31    |
| 関 係 会 社 業 務 受 託 収 入     | 62    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 90    |
| そ の 他                   | 1     |
|                         | 197   |
| 営 業 外 費 用               |       |
| 支 払 利 息                 | 15    |
| そ の 他                   | 0     |
|                         | 15    |
| 経 常 利 益                 | 184   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 184   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 24    |
| 当 期 純 利 益               | 26    |
|                         | 158   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社トリドリ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドリの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社トリドリ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドリの2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社トリドリ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 樽 見 伸 二 Ⓜ

社外監査役 藤 岡 大 祐 Ⓜ

社外監査役 青 野 瑞 穂 Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                              | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                           | なかやま たかゆき<br>中山 貴之<br>(1990年1月3日) | 2016年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2016年10月 株式会社OTOZURE（現当社）設立<br>代表取締役社長<br>2023年3月 当社CEO（現任）    | 1,036,080株     |
| 【選任理由】                                                                                                                                      |                                   |                                                                                            |                |
| 中山貴之氏は、当社創業以来、代表取締役社長として当社の成長をけん引してきました。また、長年にわたる企業経営によって培った豊富な見識を有し、インフルエンサー事業をはじめ、ソーシャルメディアマーケティング業界全般に深く精通しているところから、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                   |                                                                                            |                |
| 2                                                                                                                                           | いのうえ ともひろ<br>井上智裕<br>(1988年1月16日) | 2010年4月 株式会社ファンコミュニケーションズ<br>入社<br>2016年11月 当社入社<br>2021年1月 当社執行役員<br>2023年3月 当社取締役COO（現任） | 13,880株        |
| 【選任理由】                                                                                                                                      |                                   |                                                                                            |                |
| 井上智裕氏を取締役候補者とした理由は、ソーシャルメディアマーケティング事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、業界の動向にも深く精通しているため、当社の企業価値向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き選任をお願いするものであります。                |                                   |                                                                                            |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所持する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                      | もり た かず き<br>森 田 一 樹<br>(1983年1月4日) | 2005年3月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2013年6月 MARKSTYLER株式会社入社<br>2015年11月 株式会社マクロミル入社<br>2020年10月 当社入社<br>2022年3月 当社取締役（現任）<br>2023年3月 当社CFO（現任）                                   | 3,940株         |
| 【選任理由】                                                                                                                                                                                                                 |                                     |                                                                                                                                                                                     |                |
| 森田一樹氏は、事業会社における経営企画やファイナンスについての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、適切な役割を果たしていることから、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                         |                                     |                                                                                                                                                                                     |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                      | たか やす さとし<br>高 安 聰<br>(1974年4月7日)   | 2007年9月 司法試験合格<br>2008年11月 最高裁判所司法研修所修了<br>2008年12月 藤本法律会計事務所入所<br>2015年7月 株式会社コロネット監査役（現任）<br>2015年8月 ノースブルー総合法律事務所参画<br>（パートナー）（現任）<br>2017年3月 当社社外取締役（現任）<br>2018年2月 株式会社サペレ 監査役 | 16,300株        |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】                                                                                                                                                                                                     |                                     |                                                                                                                                                                                     |                |
| 高安聰氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、法律に対する高い見識からいただく適切な助言を、当社の経営に反映することにより、一層のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できる人材と判断したことから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                     |                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | 長谷部潤<br>(1965年11月9日) | <p>1990年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>2000年7月 株式会社大和総研転籍</p> <p>2009年8月 大和証券エスエムビーシー株式会社<br/>(現大和証券株式会社) 金融証券研究所<br/>転籍</p> <p>2010年4月 株式会社コロプラ 取締役</p> <p>2019年1月 株式会社Speee 社外取締役(現任)</p> <p>2020年4月 株式会社東京リレーションズ設立<br/>代表取締役(現任)</p> <p>2020年4月 dely株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2020年11月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年1月 株式会社RECEPTIONIST<br/>社外取締役(現任)</p> <p>2022年6月 ライフネット生命株式会社<br/>社外取締役(現任)</p> <p>2022年11月 株式会社WARC 社外取締役(現任)</p> | 7,840株         |

【選任理由及び期待される役割の概要】

長谷部潤氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営全般における豊富な経験と知見を有しております、一層の企業価値向上とコーポレート・ガバナンスの強化が期待できる人材と判断したことから、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2024年12月31日）現在の株式数を記載しております。
2. 高安聰氏及び長谷部潤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長谷部潤氏は株式会社RECEPTIONISTの社外取締役及び株式会社WARCの社外取締役であります。当社は、株式会社RECEPTIONISTとの間に、クラウドサービスの開発事業に関する取引関係があり、また、株式会社WARCとの間に、事業又は株式買収における事業価値分析、財務デューデリジエンス、株式価値算定等の取引関係がありますが、当社と株式会社WARCとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
4. 高安聰氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 長谷部潤氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時点での4年4か月となります。
6. 当社は、高安聰氏及び長谷部潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金600万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、前記損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、高安聰氏及び長谷部潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

メモ

## 株主総会会場ご案内図

会場：AP渋谷道玄坂 会議室I・J  
東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号 渋東シネタワー11F



### <交通手段>

「JR線（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）」をご利用の場合

渋谷駅下車（ハチ公改札口より徒歩約1分）

「東急東横線・田園都市線・東京メトロ各線」をご利用の場合

渋谷駅下車（A1出口直結）

「京王井の頭線」をご利用の場合

渋谷駅下車（井の頭線西口より徒歩約1分）

※会場には駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。